

**【新設】(控除対象受取利子等合計額に含まれる内部利子の額)**

**66の5の2-17** 外国法人の措置法第66条の5の2第1項の規定の適用に係る同項に規定する控除対象受取利子等合計額を計算する場合において、法第138条第1項第1号に規定する内部取引において当該外国法人の恒久的施設が当該恒久的施設に係る同号に規定する本店等から受ける措置法第66条の5の2第2項第7号に規定する受取利子等に該当することとなる金額を含めて計算しているときは、これを認める。

**【解説】**

- 1 令和元年度の税制改正において、過大支払利子税制（以下「本制度」という。）の条文構成が変更されたことに伴い、本制度に関する既存の取扱い（旧措通66の5の2-1から66の5の2-16まで）を廃止し、所要の見直しを行った上で、改正後の条文に沿ってその取扱い（措通66の5の2-1から66の5の2-18まで）を新たに定めている。本通達は、「控除対象受取利子等合計額に含まれる内部利子の額」について、従来明らかにされていた取扱い（旧措通66の5の2-14の2）と同様の取扱いを定めるものである。
- 2 外国法人に係る本制度の適用について、対象支払利子等の額、控除対象受取利子等合計額、対象純支払利子等の額及び支払利子等の額は、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限ることとされている（措法66の5の2⑧一、二）。  
この対象支払利子等の額については、恒久的施設から外国の本店等に対するいわゆる内部利子の額が含まれることとされているが（措法66の5の2⑧一イ）、他方、対象純支払利子等の額を算出する際にその事業年度の対象支払利子等の額の合計額から控除する控除対象受取利子等合計額の計算における受取利子等の額については、外国の本店等から恒久的施設に対するいわゆる内部利子の額が含まれるかは法令上明らかではないため、疑義が生ずる。
- 3 この点、控除対象受取利子等合計額は、対象支払利子等の額と同じく外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限ることからすれば、内部取引において本店等から恒久的施設に対する受取利子等に該当するものも内部取引において恒久的施設から本店等に対する支払利子等に該当するものと同様に取り扱うことが相当であることから、本通達において、外国の本店等から恒久的施設に対するいわゆる内部利子の額を控除対象受取利子等合計額の計算における受取利子等の額に含めて計算しているときは、これを認める旨を明らかにしている。